

行田市における 日本版ライドシェアの活用について

令和7年2月3日(月)

日本における「ライドシェア」は、従来からあった「公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）」と本年3月に新たに創設された「日本版ライドシェア（自家用車活用事業）」があります。

公共ライドシェア （自家用有償旅客運送）

自家用車・一般ドライバー
を活用する**新制度**

日本版ライドシェア （自家用車活用事業）

内 容	バス・タクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合に、市町村やNPO法人等が、自家用車、一般ドライバーを活用して有償の旅客運送を提供できる仕組み
-----	---

根拠法	道路運送法第78条第2号
-----	--------------

運送主体	市町村、タクシー事業者、社会福祉法人、NPO法人、商工会等
------	-------------------------------

対 価	タクシーの8割を目安として、協議の上、柔軟に設定可能
-----	----------------------------

予約方法	電話での予約など、柔軟に設定可能
------	------------------

その他	タクシー事業者が配車するタクシーが不足する時に、市町村やNPO法人等が自家用車を配車する共同運営も可能※ ※対価はタクシーの約8割（地域公共交通会議の協議結果による）
-----	--

内 容	タクシーが不足する時間帯に、 <u>タクシー事業者の管理の下で</u> 、自家用車・一般ドライバーを活用して、タクシーを補完するサービスを提供できる仕組み
-----	---

根拠法	道路運送法第78条第3号
-----	--------------

運送主体	法人タクシー事業者
------	-----------

運 賃	タクシーと同水準 配車を依頼する際に、乗車地・降車地を指定して運賃が事前確定される
-----	--

予約方法	原則、アプリを活用
------	-----------

①自治体の申し出

②事業者の申し出

行田市では、夜間における駅や市内での飲食後の移動手段に困難が生じており、これにより、市民の円滑な移動が困難であるとともに、コロナ禍により影響を受けた地域経済の回復を阻害する要因にもなっています。そこで、夜間における市民の移動需要に応えるため、令和6年11月6日に関東運輸局埼玉運輸支局へ日本版ライドシェア活用の申出書を提出し、このたび運行を開始する運びとなりました。

なお、自治体申し出による日本版ライドシェアの活用は、埼玉県内初、関東運輸局管内※では群馬県桐生市に次いで2例目です。

※ 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、茨城県、栃木県、山梨県

【申 出 日】令和6年11月 6日（水）

【運行開始】令和6年12月12日（木）

1. タクシーが不足している地域

行田市

* 出発地は行田市内に限定、目的地は限定しない * 利用者は行田市民であることを問わない

2. タクシーが不足する曜日 及び時間

火曜日～土曜日

20時30分～25時30分（午後8時30分～翌午前1時30分）

* 運行台数が減少する20時30分以降のタクシー需要を補完、鉄道の運行終了後、約1時間程度

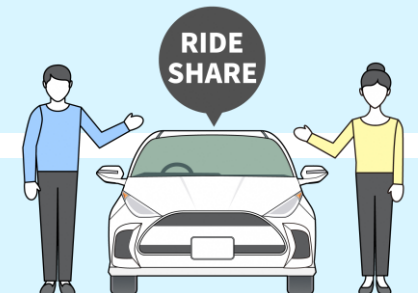
3. 不足車両数

2台

* 20時30分以降運行しているタクシー台数（4台）の半数から開始

4. 運行事業者

昭和タクシー株式会社 代表取締役 明野 真久
（行田市中央1－2）



行田市・日本版ライドシェア出発式

3

○開催日：令和6年12月12日（木） 午後3時45分から

○会場：行田市産業文化会館前

○出席者：行田市長	行田 邦子
（来賓）衆議院議員	野中 厚 様
（来賓）行田市議会	議長 町田 光 様
（来賓）国土交通省関東運輸局	局長 藤田 礼子 様
（来賓）埼玉県利根地域振興センター	所長 高柳 正行 様
（来賓）昭和タクシー株式会社	代表取締役 明野 真久 様

○内 容：1. 開式
2. 市長あいさつ
3. 来賓あいさつ
4. 市長によるタクシーアプリ「GO」を利用した
配車デモンストレーション
5. テープカット
6. 出発
7. 閉式



↑テープカット



↑アプリから配車依頼する行田市市長



ライドシェア車両を前にする行田市市長と藤田関東運輸局長→